



日本共産党
並木 幹男
議員

改定医療保険改正法と国保制度について

問 5月改定同法による市町村国保の都道府県化に伴う市の対応はどうか。

答 市長 国保について基本的には、独立採算的に継続させたいと考えています。今回の都道府県化は第一歩で、保険税の徴収や保険税額の決定は市町村毎の状況が続きますが、最終的には県が全ての国保事業を担うべきと考えています。

答 市民部長 平成30年度から、県が医療給付費の見込みを立て、市に納付金や税率が示され、それを基に市が保険税額を算定、徴収し、県に納めるようになります。

問 法定軽減の状況はどうか。

答 市民部長 平成27年度10月現在、軽減世帯数6千182件、割合は51・8%、年々増加しています。

問 条例減免の拡大について、考えてはどうか。特に子どもが多い家庭は、均等割の負担が増え、少子化対策にも逆行すると思われる。

答 市民部長 今のところ検討していません。

問 国保税を引き下げるとは、根本的には切り下げられた国庫負担を戻す必要があるが、これ以上保険税を上げないために、一般会計から繰

入を行うべきではないか。
答 市民部長 法定外繰入は、保険給付費の急増に伴う急激な税率引き上げ緩和のために引ってきていますが、引き下げ実施は困難です。

問 滞納者の状況、短期保険証等の発行数はどうか。
答 市民部長 滞納件数3千969件、滞納金額12億4千129万7千825円。短期保険証の交付件数は、今年度現在1千229件、資格証明書発行数は450件です。機械的に交付せず、納付相談を行うなど、個々の状況把握に努めています。

農作物の有害鳥獣対策について

問 近年、畑作地域を中心に小型野生動物、また、山間部の畑ではイノシシと見られる被害が多く、農業者は対策に苦慮している。このままでは生産意欲の低下も招きかねない。市内農作物への、鳥獣被害の状況調査と対策はどうか。

答 経済環境部長 毎年4月、区長に有害鳥獣捕獲申請書を送付、被害状況を提出してもらっています。対策としては山武北部猟友会に委託し、捕獲を計画的に実施し、有害鳥獣の個体数

の削減を図っています。
問 市が26年度に策定した「有害鳥獣被害防止計画」を見たが、具体的な対策が十分でないと思われる。もっと具体的な対策はどうか。
答 経済環境部長 計画では、捕獲による個体数の削減、市が農等の機材を購入し捕獲従事者に配布すること、また、林縁部の整備や農作物残さの除去等、環境管理の推進により、被害軽減に取り組むこととしています。今後、生産農家にも協力いただき進めていき

たいと考えています。捕獲する人材確保、狩猟免許者への支援をしていくとも書いてあるが、猟友会の方も高齢化していると聞く。具体的にはどうか。
答 経済環境部長 現在、狩猟免許所有者が31名、うち、罾猟免許所有者は4名です。電気柵設置や捕獲機材購入に対する補助制度設置が必要ではないか。
答 経済環境部長 今後、被害の拡大等、必要と認められた場合、「鳥獣被害防止特措法」に基づく協議会を設置し、国県の補助を活用し、被害対策を推進していきたいと思

ます。
問 多く喜町では農業委員、出荷組合、猟友会等で、協議会をつくっている。当市も早くつくるべきと思うが、来年度被害状況を調査した上で検討するのか。
答 経済環境部長 今後、協議会の設置検討とともに、地域ぐるみで対応していく必要があると考えています。
問 獣害対策マニュアル作成等により、農家への被害防止対策を周知してはどうか。
答 経済環境部長 農林水産省発行のマニュアル等を参考に、市ホームページや広報紙で周知を図ります。



捕獲されたハクビシン